

## ○

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるのも表記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
<p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会</p>	<p>第一条 この府令において「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「通貨建資産」、「特定信託受益権」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段の交換等」、「電子決済手段の管理」、「電子決済手段関連業務」、「電子決済手段等取引業者」、「外国電子決済手段等取引業者」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業、資金移動業者、電子決済手段等取引業、電子決済手段の交換等、電子決済手段の管理、電子決済手段関連業務、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、電子決済手段等取引業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会</p>

決済手段・暗号資産サービス仲介業者、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

## 2 「略」

### （特定信託受益権の要件）

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

2 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める国債証券その他

の内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。）とする。

一 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない

#### 国債証券

二 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない  
　　外国の発行する債券（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第十三条第三号に掲げる場合に該当するものに限る。）

3 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該

社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

## 2 「同上」

### （特定信託受益権の要件）

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 信託財産の全部が預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

二 外貨建てで発行される場合 信託財産の全部がその外貨通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一

当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

(1) 預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）

（又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

（2）元本欠損が生ずるおそれのない定期預金（その預金者がいつでも解約することができるものに限り、外貨定期預金又は預金保険法施行令第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金（その貯金者がいつでも解約することができるものに限り、外貨定期貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

(3) 前項第一号に規定する国債証券（円建てのものに限る

号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）により管理されるものであること。

。)の保有

口 信託財産のうちイ(1)に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。

ハ 信託財産の一部をイ(3)に規定する国債証券の保有により運用する場合にあつては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額(法第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。次号ハ(1)において同じ。)の合計額に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。

(2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定すること。

二 外貨建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

(1) その外国通貨に係る外貨預金(その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保險法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預

金等に該当するものを除く。) 又は外貨貯金 (その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)

(2) その外国通貨に係る元本欠損が生ずるおそれのない定期預金 (その預金者がいつでも解約することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。) 及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金 (その貯金者がいつでも解約することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。)

(3) 前項第二号に規定する債券 (その外国通貨建てのものに限る。) の保有

口 ハ 信託財産のうちイ(1)に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。

ハ 信託財産の一部をイ(3)に規定する債券の保有により運用する場合にあっては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額の

合計額に満たない場合には、満たないこととなつた日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。

- (2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること。

(変更登録の申請)

第十五条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、次条各号に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十六条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業の業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一～三 略〕

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業の利用者の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

(変更登録の申請)

第十五条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の七第一項の変更登録を受けようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更登録申請書に、同条第二項において読み替えて準用する法第六十二条の四第二項の書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十六条 「同上」

四 委託先が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、電子決済手段等取引業の利用者の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 「略」

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十八条 「略」

2 「略」

3 電子決済手段の交換等についてその電子決済手段を発行する者（銀行等、資金移動業者及び特定信託会社に限る。）又は当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者（法第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。次条第六項、第六十七条第一項第三号及び第七十一条第二号において同じ。）とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業の利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行つたときは、電子決済手段等取引業者は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に当該利用者に対し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 「略」

「2～5 略」

6 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者（銀行等、資金移動業者及び特定信託

五 「同上」

(電子決済手段の内容に関する説明)

第二十八条 「同上」

2 「同上」

3 電子決済手段の交換等についてその電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）が利用者に対し前二項の規定に準じて第一項に規定する説明を行つたときは、電子決済手段等取引業者は、同項の規定にかかわらず、当該利用者に對し、同項に規定する説明を行うことを要しない。

(利用者に対する情報の提供)

第二十九条 「同上」

「2～5 同上」

6 電子決済手段等取引業に係る取引についてその取引に係る電子決済手段を発行する者（銀行等及び資金移動業者に限る。）

会社に限る。）、当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が電子決済手段等取引業の利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

〔7・8 略〕

（その他利用者保護を図るための措置等）

第三十条 電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

〔一～八 略〕

九 電子決済手段等取引業者が、その行う電子決済手段等取引業に関し、電子決済手段の借入れを行う場合には、次に掲げる措置

イ 電子決済手段等取引業者による電子決済手段の借入れは電子決済手段の管理に該当せず、当該電子決済手段等取引業者が借り入れた電子決済手段は法第六十二条の十四第一項の規定により当該電子決済手段等取引業者の電子決済手

又は法第二条第十項第四号の資金移動業者が利用者に対し前各項の規定に準じて情報を提供したときは、電子決済手段等取引業者は、当該各項の規定にかかわらず、当該利用者に対し、当該各項の規定により情報を提供することを要しない。

〔7・8 同上〕

（その他利用者保護を図るための措置等）

第三十条 「同上」

〔一～八 同上〕

九 「同上」

イ 電子決済手段等取引業者による電子決済手段の借入れは電子決済手段の管理に該当せず、当該電子決済手段等取引業者が借り入れた電子決済手段は法第六十二条の十四第一項の規定により当該電子決済手段等取引業者の電子決済手

段と分別して管理されるものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識することができる内容により表示する措置

口 電子決済手段の借入れにより電子決済手段等取引業者の負担する債務が当該電子決済手段等取引業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生ずることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借入を行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

2 前項の規定によるもののほか、電子決済手段の交換等を行う

電子決済手段等取引業者は、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識することができるように継続的に表示する措置

「イ・ロ 略」

〔二～四 略〕

段と分別して管理されるものではないことについて、当該相手方が明瞭かつ正確に認識できる内容により表示する措置

口 電子決済手段の借入れにより電子決済手段等取引業者の負担する債務が当該電子決済手段等取引業者の返済能力に比して過大となり、又はその返済に支障が生じることにより、利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を妨げることとならないよう、当該債務の残高を適切に管理するための体制（電子決済手段の借入を行ったときは、その都度、相手方の氏名又は名称、借り入れた電子決済手段の種類及び数量並びに返済期限を記録することを含む。）を整備する措置

2 「同上」

一 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段について、電子決済手段等取引業の利用者が電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を行うに際し、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に認識できるよう継続的に表示する措置

「イ・ロ 同上」

〔二～四 同上〕

〔3・4 略〕

(議決権の保有の判定)

第三十七条 令第十九条の七第六項に規定する議決権の保有の判定に当たつて、保有する議決権には、他人（仮設人を含む。）の名義によつて保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）に係る議決権を含むものとする。

〔一・二 略〕

三　社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に对抗することができない場合

2  
〔略〕

(利用者の電子決済手段の管理)

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第

〔3・4 同上〕

(議決権の保有の判定)

第三十七条 「同上」

三　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定によりその保有する株式等（この項の規定により令第十九条の七第一項第三号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。）を金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者に对抗することができない場合

2  
〔同上〕

(利用者の電子決済手段の管理)

第三十八条 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第

一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別することができる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

## 2 「略」

3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第二百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子

一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理するときは、信託会社等への電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段信託」という。）をし、当該信託会社等において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が信託会社等の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理させる方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

## 2 「同上」

3 第一項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、次に掲げる要件の全てを満たすものとして現に受けている登録をした財務局長等の承認を受けたときは、信託法（平成十八年法律第二百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする電子決済手段の信託（以下「利用者区分管理電子決済手段自己信託」という。）をし、当該電子決済手段等取引業者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に

決済手段に係る各利用者の数量が自己的の帳簿により直ちに判別することができる状態を含む。)で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一～三 略〕

〔4～6 略〕

7 第一項及び第三項の規定にかかわらず、電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十四第一項の規定に基づき電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を管理する場合において、当該電子決済手段が当該利用者に帰属することが明らかであるときは、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、当該電子決済手段を管理しなければならない。

一次のイ及びロに掲げる方法(電子決済手段等取引業の利用

係る各利用者の数量が自己的の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。)で管理する方法により、当該電子決済手段を管理することができる。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該利用者区分管理電子決済手段自己信託に係る信託財産に属する電子決済手段を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していらない電子機器、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法により、当該電子決済手段を管理しなければならない。

〔一～三 同上〕

〔4～6 同上〕

7 〔同上〕

一 〔同上〕

者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行を図るために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、口に掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度

の電子決済手段にあっては、イに掲げる方法)

イ 利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別することができる状態を含む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法

ロ 「略」

二 次のイ及びロに掲げる方法（電子決済手段等取引業の利用者の利便の確保及び電子決済手段等取引業の円滑な遂行を図るために、その行う電子決済手段等取引業の状況に照らし、口に掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度の電子決済手段にあっては、イに掲げる方法）

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別することができる状態で管理させる方法

ロ 「略」

イ 利用者の電子決済手段と自己の電子決済手段とを明確に区分し、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態（当該利用者の電子決済手段に係る各利用者の数量が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。次号イにおいて同じ。）で管理する方法

二 「同上」

イ 第三者において、利用者の電子決済手段とそれ以外の電子決済手段とを明確に区分させ、かつ、当該利用者の電子決済手段についてどの利用者の電子決済手段であるかが直ちに判別できる状態で管理させる方法

ロ 「同上」

(電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

置)

第四十二条 法第六十二条の十六第四項に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一次に掲げる全ての措置を講ずること。

「イ」ハ 略】

【二】五 略】

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十六条 【略】

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

【二】四 略】

3 【略】

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第六十七条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

置)

第四十二条 「同上」

一次に掲げる全ての措置を講じること。

「イ」ハ 同上】

【二】五 同上】

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十六条 【同上】

2 「同上」

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

【二】四 同上】

3 【同上】

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第六十七条 「同上」

〔一・二 略〕

三 一の特定電子決済手段等取引契約の締結について、当該電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者とする

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該利用者に対し電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府

令（令和八年内閣府令第 号）第四十三条第一項に規定する方法により同項に規定する情報の提供を行つている場合

四 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる

事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該利用者がこれらの事項の内容を理解したこと適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対し回答をすることを含む。）をいう。

〔一・三 略〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項第三号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる

事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供のみで当該利用者がこれらの事項の内容を理解したこと適切な方法により確認した場合又はこれらの事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく利用者の質問に対し回答をすることを含む。）をいう。

〔一・三 同上〕

（契約締結前交付書面の記載事項）

第六十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に

第六十九条 〔同上〕

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇十三 略〕

十四 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあっては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつている場合にあっては、その名称

〔十五・十六 略〕

（契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第七十一条 特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立していいる特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七

〔一〇十三 同上〕

十四 当該電子決済手段等取引業者が加入している認定資金決済事業者協会の有無及び加入している場合にあっては、その名称並びに当該電子決済手段等取引業者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（当該特定電子決済手段等取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無及び対象事業者となつている場合にあっては、その名称

〔十五・十六 同上〕

（契約締結時の情報の提供を要しない場合）

第七十一条 特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣

府令で定める場合は、既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき

条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。

とする。

二　一の特定電子決済手段等取引業者を所属電子決済手段等取引業者として  
電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該利用者に対  
し電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関する内閣府  
令第四十九条第一項に規定する方法により同項に規定する情  
報の提供を行つてゐる場合

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七十二条　〔略〕

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等  
に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法  
人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付に  
ついては、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内  
閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　〔略〕

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六  
条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九  
十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特  
定関係法人として指定した信用格付業者（金融商品取引法第  
二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。第四号にお  
いて同じ。）の商号又は名称及び登録番号

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七十二条　〔同上〕

二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六  
条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九  
十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特  
定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び  
登録番号

〔三・五 略〕

(行為規制の適用除外の例外)

第七十四条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定電子決済手段等取引契約に関する照会に対して速やかに回答することができる体制が整備されていない場合とする。

〔三・五 同上〕

(行為規制の適用除外の例外)

第七十四条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定電子決済手段等取引契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

(資産の国内保有)

第八十一条の二 令第十九条の十二に規定する負債の額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額（保証債務の額を含む。）から外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者に対する債務の額を控除して算定するものとする。

〔条を加える。〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。